

## 茨城県新型コロナウイルスワクチン 職域接種支援事業補助金（3回目接種分）について

### ■実施の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や一日も早い終息に向けて、ワクチン接種体制を強化することを目的とし、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る職域接種を実施した団体に対して支援を行います。

### ○制度概要

#### 1 対象事業者

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種）（以下「ワクチン接種」という。）について、職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。

#### 2 対象期間

令和4年4月1日（金）～職域接種完了日

#### 3 交付額

1,500円×接種回数を上限に実費補助

※国の実施要綱が改正されたため、1、2回目接種時と交付基準額に変更があります。

### ◎申請受付期間

令和4年8月8日（月）～令和4年9月16日（金）【必着】

### ◎申請方法

補助金交付申請書【様式1】、補助金事業報告書【様式2（別紙1及び別紙2含む）】、領収書整理票【様式3】、に必要事項を記入の上、様式3に記入した領収書の写し、通帳の写し等口座情報がわかる書類、文部科学省へ提出した地域貢献認定申請様式の写しとともに以下の宛先に郵送してください。

（申請書類の送付先）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム 協力金等申請デスク

電話 029-301-6845

受付時間 月曜日から金曜日の9時から17時（12時から13時を除く）

土曜日、日曜日、祝日は閉庁日です。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）  
大学拠点接種（3回目接種）に係る地域貢献の基準

令和3年10月7日  
（令和4年6月17日改訂）  
文部科学省  
総合教育政策局長・  
高等教育局長決定

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第1 地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があったものと認定し、要綱3（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種1回当たり1,500円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の5%以上である（ただし、総接種人数が500人に満たない場合は、500人を母数とする。）か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ① 近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ② 自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族
- ③ 教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
- ④ 地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤ 文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等
- ⑥ 大学拠点接種において接種を予定していた者のうち、「都道府県の大規模接種会場等における大学等単位での団体接種の実施について」を受けて、他会場にて大学拠点接種の実施時期よりも前倒して接種を行った①～⑤に該当する者